

訪問看護利用料（介護保険）

平成30年4月1日現在

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、基本利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

（1）訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担額	
		1割	2割
20分未満	3,110円	311円	622円
20分以上30分未満	4,670円	467円	934円
30分以上1時間未満	8,160円	816円	1,632円
1時間以上1時間30分未満	11,180円	1,118円	2,236円

※准看護師による訪問の場合は10%の減算となります。

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービス提供	基本利用料	利用者負担額	
		1割	2割
1回（20分につき）	2,960円	296円	592円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担額	
			1割	2割
夜間・早朝 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円	508円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円	804円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円	600円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%		

重要事項説明書別紙2

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	3,000円	300円	600円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回 (特別な管理を必要とする者の場合2回)	6,000円	600円	1,200円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	5,740円	574円	1,148円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円	1,000円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円	500円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 (当該月につき)	20,000円	2,000円	4,000円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合 (1月に1回に限り)	2,500円	250円	500円

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物等に居住する利用者へのサービス提供減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く。)②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	①・③10%減算 ②15%減算

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担額	
		1割	2割
20分未満	3,000円	300円	600円
20分以上30分未満	4,480円	448円	896円
30分以上1時間未満	7,870円	787円	1,574円
1時間以上1時間30分未満	10,800円	1,080円	2,160円

※准看護師による訪問の場合は10%の減算となります。

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービス提供	基本利用料	利用者負担額	
		1割	2割
1回（20分につき）	2,860円	286円	572円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担額	
			1割	2割
夜間・早朝 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
複数名訪問加算 I	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円	508円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円	804円
長時間介護予防 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円	600円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域において通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%		
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	3,000円	300円	600円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）	6,000円	600円	1,200円
緊急時介護予防 訪問看護加算	利用者の同意を得て利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	5,740円	574円	1,148円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,000円	500円	1,000円
特別管理加算 II		2,500円	250円	500円

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物等に居住する利用者へのサービス提供減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く。） ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	①・③10%減算 ②15%減算

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注3）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

「介護保険から医療保険への適用変更について」

介護保険の要支援・要介護認定を受け、介護保険からサービスを受けている方であっても、以下の場合は適応保険が介護保険から医療保険へ変更となります。

- ①厚生労働大臣が定める疾患等の場合
- ②病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- ③主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

訪問看護利用料（医療保険）

健康保険・後期高齢者医療等に基づき1割～3割のご利用負担額を徴収させていただきます。但し、各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

平成30年4月 1日現在

医療保険		基本利用料	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
基本項目	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師による訪問	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准看護師による訪問	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
		准看護師による訪問	2,530円	253円	506円	759円
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
		准看護師による訪問	3,030円	303円	606円	909円
	訪問看護療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
	訪問看護管理療養費	月の初日	7,400円	740円	1,480円	2,220円
2日目以降		2,980円	298円	596円	894円	

加算項目	24時間対応体制加算(月1回)		6,400円	640円	1,280円	1,920円
	夜間(18-22時)・早朝(6-8時)訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算(22-翌6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
	緊急訪問看護加算		2,650円	265円	530円	795円
	特別管理加算 (月1回)	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		II	2,500円	250円	500円	750円
	難病等複数回訪問加算	1日2回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円	450円	900円	1,350円
		准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
	長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
	退院時支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
	情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

* 合計金額に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。